

市民農園を始めませんか



平成22年度

岩舟町経済課

市民農園の制度が緩和されました

市民農園とは

市民農園は、一般に都市住民や農地を持たない方々がレクリエーションの目的などで、小面積の農地を利用して野菜や草花などを栽培するための農園のことで、最近では自然志向を背景に、食べ物の安全性や環境問題が議論される中で、身近で本格的な農業を体験できる場として市民農園を利用する人が増えています。

さらに、農業そのもののみではなく、食育、健康づくり、リハビリテーション、自然とのふれあいなど、市民農園への期待が高まっております。

このように市民農園に対するニーズが多様化している中、市民農園の開設形態は「市民農園整備促進法」によるもの、「特定農地貸し付けに関する農地法の特例に関する法律（特定農地貸付法）」によるもの及び法に基づかない「農園利用方式」によるものの3つに分類されます。



○市民農園を開設出来る者の範囲が広がりました。

平成17年9月に市民農園開設関係法の「特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律」（以下「特定農地貸付法」といいます。）が改正され、市民農園を開設出来る者の範囲が広がり、次の①②のような開設が可能になりました。



- ① 農地所有者が市町村と市民農園の適切運営に関する貸付協定を締結し、農業委員会の承認を得て、自ら市民農園の開設が出来るようになりました。
- ② 農地を所有していないNPO法人、企業、個人等が地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地を借り受け、市町村と市民農園の適切運営に関する貸付協定を締結し、農業委員会の承認を得て、自ら市民農園の開設が出来るようになりました。

○市民農園で趣味的に栽培した農作物のうち、自家消費を超える余剰農作物については、直売所等で販売出来るようになりました。

※平成18年3月28日付け農林水産省農村振興局長「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」による。

岩舟町が提案する「市民農園制度」

それは、「**農園利用方式**」です。

農家自身が経営する農地を、「農園」として、農家と利用者が**直接契約**を締結、**農家（農園主）が経営者**となり、事業を進めていく制度です。農園主は、単に農地を利用者に貸し与えるのではなく、農業経営の一環として、利用者に対し、必要な指導、助言を行うこととなります。

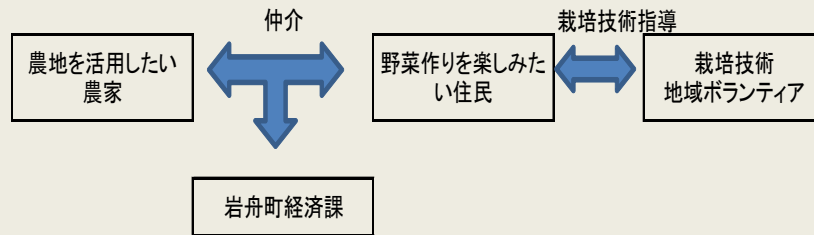
市民農園の開設にあたり、町は**利用者と農園主の仲介**をし、広報「いわふね」による住民へのPR、利用者の応募や農園の空き情報の提供、また契約などの事務処理などを支援し、農地を「市民農園」として活用いただくものです。

農家の皆さん、農地を活用しませんか！

現在、農地の活用を希望される農家や農園主を募集しております。ぜひご相談ください。

野菜づくりを楽しみたい方を募集しています！

「岩舟町市民農園 栽培技術地域ボランティア」も募集しています。
※現役を引退した経験豊かな農業者・離農者に栽培技術の指導をお願いするものです。



- ・広報・町ホームページによる利用者募集
- ・空き農地情報提供
- ・利用契約の締結支援
- ・各種情報の提供

参考資料

市民農園の開設方法には下表の三種類があります。

開設方法 (開設の種類)	特定農地貸付法	農園利用方式	市民農園整備促進法
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・小面積に区切られた農地を利用者が借りることの出来る、農地法の特例法です。 ・農地法の権利設定などの特例を受けられますが、市民農園を開設するには下欄の開設要件を満たす必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営は農家が行い、利用者が農作業を手伝う方式のことです。 ・開設者(農家)と利用者は農作業に関する契約を結ぶことが必要です。 ・農地の貸し借りは伴いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地とそれに農具庫やトイレなどの付帯施設を設置して市民農園を開設する場合のルールを定めた法律です。 ・この法律によって、農地法の転用許可等の特例が受けられますが、市民農園の開設できる場所は限られています。 ・付帯施設などの整備が必要になります。
開設場所	周辺の農地での農業生産に支障を及ぼさない位置にあること等。	定められた場所はありません。	市町村が定める下記の区域内に限られます。 ①市民農園区域 ②市街化区域
開設要件	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者あたりの利用面積は10a (1,000㎡) 未満 ②利用者あたりの貸付期間は5年を超えない ③相当数の者を対象とした定型的な条件での貸付け ④利用者の営利を目的としない農作物の栽培(ただし、趣味的な目的で栽培した農作物のうち、自家消費を超えるものについては、直売所等で販売可能) ⑤開設するときは、農業委員会の承認が必要 	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ①農機具収納施設、休憩施設、トイレ、その他の付帯施設の設置が必要 ②特定農地貸付法の開設要件(左欄に記載①～④)が適用 ③開設するときは、市町村の認定が必要
メリット	農地法の権利移動の許可等が不要	生産緑地地区にあっては、相続税の納税猶予制度が適用	<ul style="list-style-type: none"> ①(特定農地貸付法の承認があったものとみなされ)農地法の権利移動の許可等が不要 ②休憩施設等の整備については農地転用手続き不要 ③市街化調整区域の場合でも、開発行為などの許可可能
開設者の条件	地方公共団体 農協 農地所有者 NPO法人 企業 個人等	農地所有者	地方公共団体 農協 農地所有者 NPO法人 企業 個人等

様式第3号（第9条関係）

岩舟町市民農園利用契約書

（目的）

第1条 この契約書は、（以下「開設者」という。）が所有する農園において、（以下「利用者」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

（対象農園）

第2条 本契約の対象となる農園の位置及び面積は以下のとおりとする。

位 置 岩舟町大字
面 積 m²

（農作業の実施等）

第3条 利用者は、開設者が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2 利用者は、農作業の実施に関し開設者の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 開設者の責めに帰すべき事由により対象農地における収穫物が皆無であるか、または著しく少ない場合には、利用者は開設者に対し、その損失を補填すべきことを請求することができる。

（料金の支払い）

第4条 利用者は、入園料金及び収穫する農産物の代金として 円を毎年 月 日までに、一括して開設者に支払わなければならない。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、 年4月1日から 年3月末日までとする。

（契約の解除）

第6条 次の各号に該当するときは、開設者は契約を解除することができる。

- (1) 利用者が契約の解除を申し出たとき
- (2) 利用者が本契約に違反したとき
- (3) 利用者が1ヶ月にわたり農作業を行わないとき

（料金の不還付）

第7条 契約が解除されたときには、利用者が既に納めた料金は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、開設者はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき。
- (2) その他開設者が相当な理由があると認めたとき。

（施設等の毀損）

第8条 利用者の責めに帰すべき事由により、農園施設内の構造物や備品等を毀損した場合は、利用者は開設者に対して弁償の義務を負う。

（その他）

第9条 本契約書に規定されていない事項については、開設者及び利用者が協議して定める。

上記契約を証するため、開設者・利用者記名捺印のうえ各々1通を保有する。

年 月 日

（開設者）

住 所
氏 名

Ⓜ

（利用者）

住 所
氏 名

Ⓜ



栃木県下都賀郡岩舟町大字静5132-2

岩舟町役場経済課農政担当

TEL0282-55-7764

FAX0282-55-5650

<http://www.town.iwafune.tochigi.jp/>